令和６年度介護サービス事業所集団指導

「運営指導における主な指導事項｣ナレーション原稿

**サービス名：「訪問リハビリテーション」**

**第１スライド**

　訪問リハビリテーション事業所の皆様、こんにちは。埼玉県福祉監査課です。皆様方におかれましては、日ごろの介護サービスのご提供、並びに運営指導へのご協力、誠にありがとうございます。

　この運営指導ですが、介護サービス事業者が法令等を遵守して適正にサービスを行うことができるように支援することを目的として実施しているもので、｢監査｣ではございません。埼玉県内の介護サービスの向上のため、事業者の皆様には、今後も運営指導へのご協力をお願いいたします。

　これからご説明します｢主な指導事項｣は、運営指導を行った際に比較的多く見受けられた問題点や指導事項など、事業者の皆様にご注意をお願いする事柄です。

　それでは、始めます。

**第２スライド**

　まず、「居宅サービス計画について」でございます。

　指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画、いわゆるケアプランに沿ってサービスを提供することとされています。しかしながら、利用者の希望などでサービスを変更した場合、居宅サービス計画と訪問リハビリテーション計画、更には、実際のサービス提供記録が、一致していない事例がありました。これらは合わせていただく必要がありますので、ご注意ください。

**第３スライド**

　次に、「訪問リハビリテーション計画の作成について」でございます。

　作成されていた訪問リハビリテーション計画に、リハビリテーションの終了の目安や時期が記載されていなかった事例がありました。基準省令の解釈通知では、訪問リハビリテーション計画にはリハビリテーションの終了の目安や時期を記載することとなっておりますので、ご注意ください。

**第４スライド**

　次に、「短期集中リハビリテーション実施加算について」でございます。

　短期集中リハビリテーション実施加算につきましては、退院日や退所日、又は認定日から起算して３か月以内の期間に、１週につき、おおむね２日以上、１日当たり２０分以上の集中的なリハビリテーションを実施する必要があります。ご注意ください。

**第５スライド**

　次に、「事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合の取扱いについて」でございます。

　別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けており、事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを実施した際に、減算して請求していない事例がありました。報酬告示や厚生労働大臣の定める基準及び解釈通知では減算の対象となっています。

**第６スライド**

次に、「移行支援加算について」でございます。

　移行支援加算の算定に当たっては、次の算定要件について、ご注意ください。

　評価対象期間において、訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、１００分の５を超えているよう、ご注意ください。

　また、評価対象期間中に、指定訪問リハビリテーションを終了した日から起算して１４日以降４４日以内に、理学療法士等が、訪問リハビリテーション終了者の通所介護等の実施状況を確認し記録するよう、ご注意ください。

　次のスライドに続きます。

**第７スライド**

　移行支援加算の続きです。

　訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供してください。

　また、１２月を指定訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が１００分の２５以上であるよう、ご注意ください。

　なお、事業所の平均利用月数の計算につきましては、次の点にご注意ください。

「当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計」と「当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計」を足して得た数を「２」で除した値を分母とし、「当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」の値を分子として計算します。

**第８スライド（最終スライド）**

　最後に、指導事項ではありませんが、「注意事項として改善を求めている事項のうち、主なものについて」でございます。

　まず、重要事項説明書へリハビリテーションマネジメント加算を記載するに当たり、当該事業所がリハビリテーションマネジメント加算の（Ａ）イ、（Ａ）ロ、（Ｂ）イ、（Ｂ）ロの、いずれのリハビリテーションマネジメント加算を算定するのか明示されていない事例がありました。

　なお、全体として、重要事項説明書には、誤りや時点修正漏れが散見されました。各事業種別共通の指導事項などもご覧いただき、定期的な確認をお願いします。

　次に、運営規程につきまして、２点ほど確認をお願いしたいことがございます。

　まず１点目ですが、指定訪問リハビリテーションの事業は、基準省令によりますと｢要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るもの｣とされています。

　このうち「生活機能の維持又は向上を目指し」の部分は、後に追加されたことから、記載されていない事例があります。

　次に２点目ですが、重要事項説明書に記載されている「交通費」及び「複写物サービス」などのその他のサービスに係る費用の額について、運営規程に規定されていない事例がありました。基準省令では、運営規程に定める事業の運営についての重要事項として「利用料及びその他の費用の額」が挙げられています。

　このうち、「その他の費用の額」について基準省令の解釈通知では、「交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである」とされています。

　これらの点について、ご確認をお願いいたします。

　以上が、訪問リハビリテーションについての運営指導における主な指導事項です。皆様振り返っていかがでしょうか？ご自身の事業所に該当する項目はありませんでしたか？もし、該当する項目があれば、改善をお願いします。

　動画はこれで終了となります。ご覧いただいた内容を参考にしていただき、今後も適切な事業所運営をお願いいたします。ご視聴ありがとうございました。